

盗難キャッシュカード等に係る判例の概要

カードローン 1.盗難の状況 2.暗証番号 3.届出	事案の概要	判決要旨			結論 (損害 負担者)
		規範部分等	顧客の事情又は過失	銀行の過失	
① 東京地裁 H15.4.25 1.すり 2.生年月日 3.翌朝	外国人が経営するクラブでビールを飲んだところ、アルコールとは異なるめまいを感じ意識を失った。午前4時半に意識を取り戻すと、タクシーの中であり、背広の内ポケットの財布がなくなっていたことから、同日午前10時21分に銀行へ連絡したが、すでに同日午前5時53分から7時18分までに9回にわたりATMでカードを利用して、合計200万5954円が引き出されていた。暗証番号は生年と月の組み合わせ。免許証もカードと同じ財布に入れて携帯していた。カード規定には銀行の免責条項あり。	銀行は、カード交付後はその不正使用を防止する手段が乏しいのに対し、顧客の側は、カードの保管や暗証番号の選択等により不正使用を防止することが可能であるから、不正利用による危険を顧客に負担させる本件免責条項には、一応の合理性がある。 銀行は、一旦、カードローン契約を締結すれば、限度額内において融資の実行が義務付けられるため、預金の払戻と同様に、民法478条が類推適用され、銀行が免責されるには、善意無過失が必要。 銀行の関与の及ばない顧客側の事情により銀行の免責が左右されるのは相当ではなく、そもそも顧客の過失は問題とならない。	(そもそも顧客の過失は問題とならないが、)顧客は、生年月日を暗証番号として登録し、生年月日の判る免許証を本件カードと一緒に財布に入れており、少なくとも顧客には、暗証番号の管理において過失があったと言わざるを得ない。	顧客の携帯していた免許証等から暗証番号が看破され、入力されたものと推認するのが相当であり、本件カードの紛失や暗証番号の漏洩につき、銀行の過失を窺わせる事情は存しない。銀行は、暗証番号に生年月日を選ばないように一般的な注意喚起をしており、また、カードの紛失等に備え、24時間体制で連絡を受け付ける一応の措置を講じていること等から、過失があったとは言えない。	顧客
② 東京高裁 H14.2.13 1.空き巣 2.生年月日	カードローン契約をしたカードをオートロック式のマンションである自宅のリビングボードの引き出しに保管していたところ、何者かが侵入して窃取した。暗証番号は生年月日であり、生年月日がわかる資料(宅地建物取引主任者証)も同じ場所に保管していた。 その日のうちに当該カードを用いて290万円がカードローンにより払い出されていた。契約者は、その債務不存在確認と、返済のために口座から引き落とされた56万円の返還等の支払を求めた。 カードローン契約には、銀行の免責条項あり。	契約上の免責条項は適用されるが、カードローン契約に基づく貸付について、債務者の預金との相殺により返済を受けると合意されていることから、銀行が契約上の債権を主張するには、民法478条を類推適用し、銀行が、本件カードを提示して貸付を受けた者が権限のない者であることを知らず、これを知らないことに過失も無いことを要する。 カードローンの利用による便益は、利用者及び金融機関の双方にもたらされ、これを利用するかどうかは専ら利用者の選択にかかる以上、金融機関において知らず、知らないことに過失もないにもかかわらず、カードの盗難、暗証番号の漏洩等利用者側に生じた事情のために金融機関の権利義務が影響を受ける理由を見出すことができないことから、預金者側の過失の有無は契約上の債務の帰趨にかかわりを有しない。		本件借入れは、本件カードを提示し、暗証番号の確認を得るなどの機械操作を経た上でされている。 (銀行は、生年月日をカードの暗証番号に使用することの危険を注意喚起すべきであるのにこれを怠った点に過失があるとの顧客の主張に対し)銀行は、カード利用者に対し、暗証番号を他人に知られないよう注意し、生年月日を暗証番号に使用しているときはこれを変更するよう注意を喚起している上、他人が容易に知り得る暗証番号を使用するかどうかは、カードの利用者において決定できる事柄で、これを選択した結果は、自ら負うべきものと解さざるを得ない。 ⇒善意無過失	顧客

カードローン 1.盗難の状況 2.暗証番号 3.届出	事案の概要	判決要旨			
		規範部分等	顧客の事情又は過失	銀行の過失	結論 (損害負担者)
③ 大阪高裁 H13.3.23 1.空き巣 2.生年月日	カードローン契約をしたカードを銀行から簡易書留で送付された封筒のまま職場店舗の机抽斗に入れていたところ、職場店舗に泥棒が入り、カードが盗まれ、CD機から引き出されたもの。暗証番号は生年月日であり、抽斗には、生年月日を記載した健康保険証も入っていた。 契約には銀行の免責条項あり。	銀行の免責条項が存するカードローン契約において、顧客にカードの管理又は暗証番号の設定・管理に善管注意義務違反がある場合には、顧客はカード盗用による銀行の被害を負担すべき義務がある。	簡易書留で送付されたカード入り封筒を、生年月日の記載のある健康保険証と共に職場店舗の抽斗(施錠していたとの主張なし)に置いたままにし、暗証番号に生年月日を用いていたという事実のもとでは、職場店舗が施錠されていた事実を考慮しても、顧客にはカードの管理、暗証番号の設定に善管義務の違反があったというべき。		顧客
④ 福岡高裁 H11.2.26 1.車上荒らし 2.生年月日	自家用車の窓ガラス越しに見える場所にキャッシュカード等の入ったセカンドバッグを置き、運転免許証も車内の容易に発見できる場所に置いたままパチンコ店の駐車場に施錠して駐車し、午後5時から6時50分頃にかけて車を離れたところ、当該カードが盗難に遭ったもの(※1)。同日午後6時7～8分にATMから2回にわたり、99万9千円がカードローンにより引き出された。暗証番号は生年月日。 カードには、顧客が提出した書類の印影(または暗証番号)を届出の印鑑(または暗証)に、相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取引したときは、書類、印章等について偽造、変造、盗用等があったとしてもそのために生じた損害については顧客の負担とする免責特約あり。	(消費貸借契約は不成立としたうえで、)本件特約は、本件ローン契約に基づき、機械に挿入された際に申告又は入力された暗証番号と、事前に届け出られた暗証番号とを金融機関に求められる通常の注意をもって照合し、相違がないと認めて、カードを提示等した相手方と取引をした場合には、それがカードの盗用等による不正な取引であった場合にも、顧客が、その取引による損害を負担する旨の特約であると理解される。カードの盗用等によって生じる危険の発生については、銀行において防止する手段が乏しいのに対し、顧客はカードの暗証番号の管理を適正に行うことにより比較的容易に防止しうることから、特約には十分な合理性がある。 カードの所有権は銀行にあり、顧客はこれを貸与されている。カードの保管等はもっぱら顧客に委ねられており、銀行の直接の管理が及ばない反面、顧客において適切な管理をすることは、比較的容易であることから、預金者はカードの保管につき、善管注意義務を負う。	不特定の者が出入りするパチンコ店の駐車場に施錠はしたものの、通常貴重品を入れるのに用いるセカンドバッグをガラス越しに見える場所に、本件カードや実印、預金通帳など重要な品々と共に置いた上、最も解読されやすい生年月日をそのまま暗証番号に用いているのに、運転免許証を同車内で容易に発見できる場所に置いて立ち去ることは、往々にして盗難を誘発するに足り、かつ暗証解読を容易にしてカードの不正利用を惹起しやすいう危険な状況を作出したものといえる(※2)。 ⇒善管注意義務を尽くしていなかったことが明らか。	個人のプライバシーの関係上、銀行が顧客に生年月日以外の番号に変更させるような個別の注意喚起をしない取扱いには、合理性がある。また、カードの送付の際にパンフレットで一般的な注意喚起はしている。暗証番号の照合しか行っていないが、本件ローン契約の趣旨は、簡易迅速な金融の手段を提供することにある。(※3) ⇒過失があるとは言えない。	顧客

カードローン 1.盗難の状況 2.暗証番号 3.届出	事案の概要	判決要旨			
		規範部分等	顧客の事情又は過失	銀行の過失	結論 (損害 負担者)
⑤ 福岡高裁 H11.9.22 1.車上荒らし 2.生年月日	上記(※1)と同一の盗難事件における別の銀行カードの不正利用事案。同日午後6時12～18分に他行のATMから4回にわたり114万7824円が、当行ATMから2回にわたり87万206円が引き出された。結果、本件カードローン口座は、199万8374円の貸越しとなった。本件は、カードローンによる払出し分について争ったもの。	カードの盗用等によって生じる危険の発生については、銀行において防止する手段が乏しいのに対し、顧客は比較的容易に防止しうることから、本件約款には十分な合理性がある。しかし、いかなる場合においても顧客が危険を負担しなければならないと解するのは、銀行と顧客の間の諸々の格差を考慮すれば、妥当とは言い難い。 ⇒原審で示されたとおり、顧客に帰責事由がなければ、本件約款は適用できないが、 <u>帰責事由がなかったことは、カードの盗用等の事情を知り得る顧客において主張立証すべき。</u>	上記(※2)と同じ事情により、顧客に帰責事由がなかったとはいえない。	上記(※3)と同旨 ⇒過失があるとは言えない。	顧客
⑥ 福岡地裁 H11.1.25 ※⑤の原審	カードローンについては、支払機でカードを確認し、暗証の一致を確認してカードローンの借入れをしたうへは、偽造、変造、盗用があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わない旨の約款あり。	カードローンは金銭の貸し付けであることから、債務の弁済と同視して民法478条を類推適用することはできない。(取引約定書において、銀行は債権保全上必要と認めるときは、通知をせず借越限度額の減額又は借越の中止をできる旨が定められており、銀行が預金の払戻しに関する義務と同様に当座貸越をする義務を負っていたということとはできない。) 何らの帰責事由もなしに他人が受けた金銭貸付けについて責任を免れたいとする結論は、表見代理等の民法の任意規定からは導き出されず、また、保険等によるてん補の定めのないまま、本件約款の免責を認めることは、顧客のみに不正使用の危険を負担させるものとなり、 <u>約款としての合理性に疑問を抱かざるを得ない。</u> 従って、損害保険等によるてん補の規定がない本件のような場合に、本件約款が約款として合理性があり、顧客を拘束するというためには、少なくとも、顧客に帰責事由がなかったときは、当該当座貸付を顧客に対する正当な貸付けとして取り扱うことはできないものと解する必要がある。	<u>鍵のかかった自動車内部のセカンドバッグ中にカードを保管していたのであるから、カードの保管につき顧客に落ち度というべきものはない。</u> 盗難に気づいた時点では、既に払戻しは行われていたところ、 <u>不注意により盗難に気づくのが遅れたという事実も存在しない。</u> 生年月日を暗証番号にすることはよく行われていると考えられるところ、暗証番号届に小さな文字で注意喚起の記載はあるものの、暗証番号の届出時等に銀行が生年月日を暗証番号として届け出ないことを勧めたというような事情は認められないことから、顧客の責めに帰すべき事由はなかったと言わざるを得ない。 ⇒帰責事由なし		銀行

カードローン 1.盗難の状況 2.暗証番号 3.届出	事案の概要	判決要旨			
		規範部分等	顧客の事情又は過失	銀行の過失	結論 (損害負担者)
⑦ 東京地裁 H8.7.8 1.家族使用	<p>銀行の総合口座を新規開設した際、同じ申込書により、カードローン契約も併せて申し込み、銀行から簡易書留でローンカードを受領した。(顧客はローンカードにかかる当該契約もカードの受領も認識していない旨主張。)</p> <p>平成3年10月から4年6月までの間、多数回にわたって当該ローンカードが同居の実姉に無断使用されていた。</p> <p>平成3年10月9日頃には、使用した覚えのないカードの引き落としがされていることに気付いた。平成4年に入ると、督促の電話やカードの利用の照合表、貸越照合表等が来るようになった。</p> <p>不審を覚え、実姉に問い質したが、姉は全面的に否認し、およそ荒唐無稽な偽装工作をした。顧客は姉の虚言を信じ、本件カードの無断使用を阻止するための具体的な手段を何ら採らなかった。</p> <p>ローンカード規定には、銀行の免責規定あり。</p>	<p>本件ローンカード契約は、顧客がローンカードを慎重に管理し、暗証の秘密を第三者に漏らさなければ、事故を防ぐことができ、また、顧客から事故届が提出されたときには、銀行は速やかにコンピュータ処理を行い、払戻しがされないシステムになっているのであるから、<u>本免責規定には合理性が認められる。</u></p>	<p>顧客は初期の段階から、<u>姉が無断使用していることを疑うに足る事実を認識しており、銀行からは貸付と返済の明細が記載された照合表も送付されていたのに、およそ荒唐無稽とも言うべき姉の偽装工作や虚言を信じ、銀行への問い合わせ等、事実の確認や無断使用を阻止するための具体的な手段を何ら採らなかったというのであるから、免責規定を適用するに何らの不当性も認められない。</u></p>		顧客

預金の 払戻し 1.盗難の状況 2.暗証番号 3.届出	事案の概要	判例要旨			備考
		規範部分等	顧客の事情 又は過失	銀行の過失	
<p><1> 東京高裁 H15.12.1</p> <p>2.生年月日</p>	<p>預金通帳とキャッシュカードとが同時に盗難にあった事案(うち機械払による被害について)。当初、盗取した預金通帳を用いて600万円が払い戻されたのち、6日間に40回にわたりATMからカードを用いて合計1645万5845円が払い戻された。 暗証番号は生年月日。 金融機関の免責約款あり。</p>	<p>本件免責約款は、カード及び暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかった場合並びに銀行による暗証番号の管理が不十分であったなどの特別の事情のある場合を除く限りにおいて、その一般的な合理性、必要性にかんがみ有効。</p>	<p>帰責事由がなかったと認めることのできる事情は見出せない(むしろ、暗証番号を生年月日にしており、暗証番号の管理に問題がなかったとはいえない)。</p>	<p>先行する窓口払いは、真正な通帳と届出印鑑と同一の印影のある払戻請求書をもってされており、その正当性を疑うべき特別の事情も認められないから、最初の機械払いがされた時点で、その異常さに気付くべきであったとは言えない。 機械払いにおいて、<u>払戻しの金額、回数や、先行して窓口払いがされていることなどの事実</u>は、<u>金融機関の免責の覆される場合に当たらない上、必ずしもキャッシュカードの冒用を強く推測される事情ともいえないから、金融機関は払戻しを阻止すべきであったとは言えない。</u></p>	<p>預金者</p> <p>(原審認定) 準占有者の弁済として有効と判断。</p>

預金の 払戻し 1.盗難の状況 2.暗証番号 3.届出	事案の概要	判例要旨			結論 (損害 負担者)	備考
		規範部分等	顧客の事情 又は過失	銀行の過失		
<p><2> 最高裁 H15.4.8</p> <p>1.車上荒らし 2.車ナンバー 3.2日後朝</p>	<p>預金通帳をダッシュボードに入れたまま車を自宅近くの月ぎめ駐車場に駐車したところ、本件通帳を車ごと盗まれた。翌日の夜になって、車内に本件通帳があることを思い出し、翌々日の朝、来客に応じた後、銀行に本件通帳の喪失届出をした。通帳の喪失につき、コンピュータにコード入力されたのは、同日午前10時53分であった。しかし、既に届出日の午前8時52分から午前9時56分までの間に、本件通帳を使用して、ATMから3支店において17回にわたり合計801万円が引き出されていた。暗証番号は車のナンバーであった。本件預金契約につき、通帳による機械払に係る規定はなく、また、預金者は通帳で機械払ができることは知らず、利用もしていなかった。</p>	<p>無権限者のした機械払いの預金の払戻しについても、民法478条の適用あり。 民法478条の適用には、預金の払戻しにつき銀行が善意無過失であることが必要。 機械払においては、弁済受領者の権限の判定が銀行側の組み立てたシステムにより機械的、形式的に行われることに照らし、銀行が無過失というためには、機械払システムの設置管理全体について、可能な限度で無権限者による払戻しを排除し得よう注意義務を尽くしていることを要し、当該機械払いの方法により預金の払戻しが受けられる旨を預金者に明示することを含む。</p>	<p>本件通帳をダッシュボードに入れたまま車を駐車場に駐車しており、預金者にも帰責事由があるというべきだが、この程度の帰責事由をもって銀行に過失があるとの判断を覆すには足りない。</p>	<p>通帳機械払システムを採用していたにもかかわらず、その旨をカード規定等に規定せず、預金者に対する明示を怠っていた。 無権限者に対する払戻しを排除するには、預金者に対し、暗証番号、通帳等が機械払に用いられるものであることを認識させ、その管理を十分に行わせることが必要。 ⇒注意義務を尽くしていたとは言えず、過失あり。</p>	銀行	
<p><3> 最高裁 H5.7.19</p> <p>2.生年</p>	<p>何者かが真正なカードを用い、暗証番号を入力して、CDから195万余円の支払いを受けた。預金者は原審において真正なカードが使用されたことを認めている。暗証番号は西暦の生年。 「支払機によりカードを確認し、支払機相殺の際、使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ預金を払い戻しました場合には、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行及び提携行は責任を負いません」との免責約款あり。</p>	<p>銀行の設置した現金自動支払機を利用して預金者以外の者が預金の払戻しを受けたとしても、真正なキャッシュカードが使用され、正しい暗証番号が入力されていた場合には、銀行による暗証番号の管理が不十分であったなど特段の事情がない限り、銀行は免責約款により免責される。</p>		<p>本件カードの磁気ストライプ上には、暗証番号がコード化されて記録されていたが、暗証番号を解読するには、コンピュータに関する相応の知識と技術が必要であり、銀行が当時採用していた支払システムが免責約款の効力を否定しなければならぬほど安全性を欠くものとはいえない。</p>	預金者	<p>(銀行主張) 預金者は、本件カードを預金者の事務所内の机の施錠されていない引出しに保管しており、何者かが、本人に覚知されることなく、引出しからカードを一時的に盗用し、再び戻しておくことが可能な状況であった。</p>